

野田市常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和5年4月28日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第20号

野田市常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例

令和5年5月1日から同年7月31日までの間においては、市長及び副市長の受ける給料については、野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年野田市条例第2号）第3条の規定による給料月額からその額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年5月1日から施行する。

（失効）

- 2 この条例は、令和5年7月31日限り、その効力を失う。